

全 住 協 第 2 4 0 号
平成 2 7 年 1 0 月 2 6 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
会 長 神 山 和 郎

横浜市の分譲マンションにおける基礎ぐいに係る問題を踏まえた対応について

横浜市の分譲マンションにおける基礎ぐいに係る問題について、国土交通大臣より添付のとおり要請がありました。

会員各位におかれましては、事業主（売主）として販売したマンションに関し、その居住者等の不安払拭のための対応をお願いいたします。

また、下記内容について貴社内への周知徹底を合わせてお願いいたします。

記

1. 旭化成建材㈱が過去 1 0 年間に施工したくい工事（3,040 件）について、対象物件がある元請業者に対し同社から連絡することとなっており、対象物件の通知があった場合、事業主（売主）に対し元請業者から個別に連絡があること。
2. 上記 1 の連絡があった場合、事業主（売主）は該当するマンションの管理組合に連絡をすること。

以 上

(問合せ先)

(一社)全国住宅産業協会 事務局

担当 米山、原田

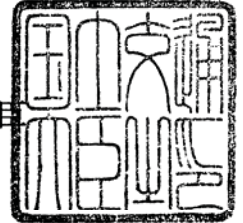
TEL 03-3511-0611



国土動第84号
国土建第289号
平成27年10月21日

一般社団法人 全国住宅産業協会会長 殿

国土交通大臣



横浜市の分譲マンションにおける
基礎ぐいに係る問題を踏まえた対応の要請

横浜市の分譲マンションにおいて、建物の不具合に関する住民からの指摘に基づき事業主が調査を行ったところ、一部の基礎ぐいについて支持層に達しておらず、また、くい施工記録データの一部に不適切な転用・加筆があったこと等が判明した。

今回のような事案の発生は、建築物等に対する国民の不安につながるものであり、このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、断じてあってはならないことである。

については、今回の事案を受けて、建築物等の安全性についての国民の不安払拭に万全を期するため、貴団体においては、下記について貴団体の傘下企業において遺漏なき対応が講じられるよう要請する。

記

1. 居住者等において建築物等に関する不安が広がることのないよう、売主、事業主及び元請企業として、居住者や国民の不安払拭のために積極的な対応を講じること。また、建築物の安全確保や居住者等の不安の増幅防止のために機動的な対応を図る必要が生じた場合には迅速かつ誠実な対応を速やかに講じること
2. 旭化成建材（株）において、過去10年間のくい施工工事（約3000件）についてデータ改変等の調査が進められているところであるが、より確実かつ厳正な調査の実施を図るため、売主、事業主及び元請企業として主体的に調査を実施し、責任ある対応を行うこと